

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年3月10日

弁護士法人リーガルプロフェッション
弁護士 高田 英典 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年2月9日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実に関しては、X社が運送の対価を得ている場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

また、令和7年6月11日公布の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行日以降においては、照会のあった事実が貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となる場合、当該運送の委託行為を行った者については、改正法第65条の2の適用対象になると考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、X社がY社およびZ社より依頼され、製品、空き缶や製品パレット等の運送を自動車で行い、それにより名目の如何にかかわらず運送の対価を得る場合にあっては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送していることから、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となり、また、道路運送法78条の「有償で運送の用に供」する行為にあたりと考えられる。

また、当該運送行為を委託した者については、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となる運送行為であることを知りながら、同条による許可を取得していない者に委託を行った場合は、改正法第65条の2の適用対象となりうる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。